

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成29年度第3回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成30年2月7日(水)午後7時00分～8時00分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員)河津会長、近藤会長職務代理、西澤委員、林委員、大澤委員、 小山委員、村野委員、横須賀委員、野澤委員、千葉委員、 坂本委員、山口(和)委員、山口(暁)委員 (市事務局)野口子ども家庭部長、瀬川子ども家庭部次長 子ども総務課：空閑課長、幸野主任、青柳主事 子育て支援課：嶋田課長、斉藤係長 子ども家庭支援センター：榎本センター長 子ども育成課：安保課長、谷村保育等政策担当主幹、吉原課長補佐、 吉田係長、上野主任、午頭主任、嶋崎主事、森田主事 児童課：半井課長、竹内課長補佐、森藤館長、小川主任児童厚生員 地域福祉推進課：新井課長、大塚主査 ●欠席者：當麻委員				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合は その理由		傍聴 者数	1人
会議次第	1. 開会 2. 挨拶 3. 審議 (1)新規開設予定の特定地域型保育事業の利用定員の設定及び認可について 4. 報告 (1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の変更について 5. その他 6. 閉会				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども総務課			
	電話番号	042-393-5111(内線3262)			
	ファクス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					

開会

○**子ども総務課長** 本日の会議は過半数に達しているので本会議は成立する。これより会長に議事の進行をお願いする。

◎**会長** 審議事項から勘案すると、公開の原則により、傍聴希望者があればこれを許可していきたいがよろしいか。

《委員から異議なし》 《傍聴者入場》

審議

(1) 新規開設予定の特定地域型保育事業の利用定員の設定及び認可について

◎**会長** 審議に入る。(1) 新規開設予定の特定地域型保育事業の利用定員の設定及び認可について担当所管より説明を。

○**保育等政策担当主幹** 資料1に基づき説明。

○**A委員** 「アパートの室内を利用した保育という事で良いか。また外で遊ぶような場所はないのか」

◎**会長** 最初の「久米川たいよう保育園」はアパートの一室を活用していて、次の「ニコランドほいくえん東村山」はスーパーの2階の賃貸物件を活用おり、3番目の「ことり保育室」は独立した家屋であると思えた。それぞれの園庭について担当所管より説明を。

○**保育等政策担当主幹** まず、「久米川たいよう保育園」はアパートの一室をリフォームして、保育基準に適合するような施設に改修して子どもの保育を行う予定である。既に当市において運営されている小規模保育施設は同じように既存の物件を改修のうえ保育施設として利用しているが園庭は代替園庭として、近隣の公園や近くの子育て施設を利用するなど柔軟な対応をしている。「久米川たいよう保育園」も同様の対応をすると聞いている。

「ニコランドほいくえん東村山」については、スーパーの2階のテナント区画の一部をリフォームして運営する。園庭については「久米川たいよう保育園」と同様の対応をすると聞いている。

最後の「ことり保育室」については、地域の子育て施設として長年運営してきており、戸建の施設に一定の園庭等は設けてある。今回リフォームを行うが園庭については残し、子どもの保育に活用すると聞いている。

◎**会長** 「ことり保育室」は既存施設の実質的な類型移行であるが園庭は元々あるのか。

○**保育等政策担当主幹** 同施設は新制度前から認可外の施設として地域の保育施設の一翼を担っていただいている。新制度が導入された以後小規模C型として運営してきたが、今後B型として運営をしていく。実態としては大きく変わることはないが、認可の基準に適合させるべく、様々な改修を行う。園庭については基本的には大きく変わらないと考えている。

○**会長職務代理** 地域型保育は当市においても利用定員は19人までという理解で良いか、また他市では緩和措置が図られているが基本的な考え方を教えていただきたい。

○**保育等政策担当主幹** 大変難しい質問だが国の方でも地域型保育事業については様々な緩和措置が検討されていると聞いている。小規模の保育施設に関しては3歳児以降の受け皿という問題もあるので当面の間は19名で運用していく考えである。年齢枠についても現段階では0.1.2歳と考えている。今後の国の政策動向、都の補助制度、整備状況、近隣他市の状況などを注視させていただき、適切な運用について日々研究していきたい。

○**B委員** 子ども・子育て支援新制度ハンドブックの内容で聞きたい。

小規模保育事業では「卒園後受け皿の役割を担う連携施設の設定」を求めているが、今回の施設の連携はどうなっているか。

また、対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、「利用者の継続利用のための調整義務」は事業者か認可をする市町村か聞きたい。

○**保育等政策担当主幹** 連携については種類として集団保育の機会の適用、代替保育の適用、卒園後の連携などがあげられる。それらの協力連携を行う施設として幼稚園、保育園、認定こども園などは認可に際し、一定の条件になっているため、今回の施設はこれらをクリアしている。特に重要なのは卒園後の連携だと考えているが基本的には3歳児以降の受け皿の確保等の観点から事業者同士の協定を締結した上で連携施設を確保する。現時点では、それぞれの事業者において協定の締結に向けて動いていると聞いている。具体的な施設名も事業者から挙がっていることから3月末までには連携施設が確保できると考えている。

次に調整義務に関しては法令上、事業者に課せられたものとなっている。当然保育施設の認可に際しこの義務を順守していただくことが条件になっているが、可能な限り新しい事業者との受入等の支援については行政側も責任を持って支援していきたい。

○**会長** 全国的にみると3歳児以降の受入が決まっていない所が相当あると聞いているが東村山市については前にも個人的に確認したが、全て連携園が出来ていると聞く。それについては変わらないか。

○**保育等政策担当主幹** 認可の条件とし協定が事業者間にて締結されているので、一定の確保はされている。また平成29年度から小規模保育施設を卒園した子どもの幼稚園への受け入れに対し支援措置を始めたところであり、平成30年度以降も続けていく。

○**C委員** 平成30年4月の申し込み状況の概数でも良いので知りたい。また3園の開設でどのくらい待機児が抑えられるか知りたい。

○**子ども育成課長** 平成30年4月の入所申請数の状況については、利用調整の最中で、申請の取り下げ、在園児の退園などにより欠員数にも変動が生じている。現段階での公表は控えさせていただきたい。

○保育等政策担当主幹 今回の整備がどういった効果を期待しているのかという質問の趣旨だと思うので補足をさせていただく。平成29年4月の待機児は64人で全て0.1.2歳児だった。待機児が0.1.2歳児に偏ってきている状況にあると言える。平成29年10月の法改正により育児休業が実質2年間取れるようになったことに伴う、雇用側の動きもあり、その動向も注視していかなければならないと思うが、本市としてはこの64人の解消に向けて今年度様々な待機児対策の取組みを行ってきた。その上で今回の小規模保育施設は0.1.2歳を対象とするので待機児の解消に直接的な効果が期待できると考え進めてきている。

○OD委員 待機児童の多い地域は把握されているのか。

○保育等政策担当主幹 市内の待機児に関しては分析を行っている。地域的傾向があるのか、ないのか、単年度では分析が難しいので経年的に見たり、マンションの整備状況などを加味しながら、どういう傾向が出ているのか分析をしている。昨年末に公立の保育所の保護者を対象に保育所を選んだ理由等についてアンケートを実施し、それらを踏まえた分析結果を発表していく予定である。現段階では地域傾向が「居住地域との近接度」を指すならば、待機児データからはあまり法則性が出ていない状況である。保育所は指数によって利用優先性が変わってしまう点や通常の施設と違い、お子さんが直接歩いて通う施設ではなく、保護者が送迎をする関係もあり、利便性を重視する保護者も多いのではないかと推測している。これについては保護者本人に聞かないとわからないため、そこも含めて作業を進めている。

今回の解消に関しては児童福祉法や東村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて認可をしてよいかという審査を行っていくと共に利用定員の設定等について、子ども・子育て会議の各委員のご意見を伺った上で認可をしていくものである。

「ことり保育室」を除いた2施設が実質新規であるが認可の制度に基づき事業者から提案のあった事業計画を基に本市の待機児童の状況も踏まえて、認可に向けた対応を行ってきた。

事業者に対して具体的に地域を指定することはしていないが両施設共にマンションや待機児童が経年的に出てくる地域ではあり、待機児童解消に効果が期待されると考えている。

◎会長 市としては認可の際に保育施設に地域的な誘導はしていないのか。

○保育等政策担当主幹 認可については法的な手続きになるので明確にというわけではないが、今回の施設については事業者からの「具体的にどの地域を行政としては望んでいるのか」という質問に対して、あくまで最終判断は事業者であるが「マンション等の開発が進んでいる地域や駅等へのアクセスの利便性が高いなど考慮してもらえるとありがたい」という程度の話はしている。

○会長職務代理 要望であるが、この春から保育所保育指針や要綱が新しくなる、新制度下の様々な施設に対するどういう保育内容をやってもらうか定めているが、先ほど環境の質問があ

ったように保育内容は新要綱を用いりながら力を入れていただきたい。

OE 委員 来年度、保育指針が改訂される上でいくつか確認したい。今回の改訂は子ども・子育て支援新制度に伴った改訂であり、広範囲に及ぶもので大変だと思う。市や民間の保育園、子ども園もこれに向けて進んでいると思っている。その中で今回の改訂に伴い、市ではどのように進めているか。また公立保育園の第二、第六の民間移管については新年度から始まっているのか。

○子ども育成課長 保育所保育指針への対応について回答する。公立保育園ではいずれも平成30年4月からの改訂施行に向けて取り組んでいるところである。具体的には外部機関が行う研修への職員の参加、受講してきた職員がその内容を園内の他職員へ園内研修を行い、全員が保育所保育指針の内容及び趣旨を理解し、それを適切に行っていくために取り組んでいると各園から聞いている。

○保育等政策担当主幹 民間移管については昨年5月に事業者選定を行い、同年6月5日付で移管予定事業者について決定した。以降は民間移管のガイドラインにあるように円滑な移管を図るために、子どもへの影響を最小にとどめることも含め、新園に向けて保護者と事業者と市の三者で協議を進めることが記載されている。その三者協議に向けた準備を昨年内に行った。そして1月20日、25日にそれぞれ第二、第六保育園のそれぞれで三者協議の1回目を行った。

運営主体を民間に移管する平成31年4月まであと1年ほどあるので、この間、三者協議を進めていくと共に移管の6か月前から新法人の保育士が現場に入る合同保育を予定している。なるべく保護者や子どもに寄り添いながら移管を進めていくことを心がけている。並行して工事等やそれに伴う補助金等の手続きを進めている。

OE 委員 保育所保育指針について市としての取組みは理解できたが、民間保育所・保育園へは何か市から働きかけは行うのか。

○子ども育成課長 国からの告示に基づく指針になっているので、私立保育所については国の指針に基づいて行われていると認識している。市からの指導は特段行っていない。

◎**会長** 審議についてこれでよろしいか。

《委員から異議なし》

報告

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の変更について

○**保育等政策担当主幹** **資料2**に基づき説明。

◎**会長** 「こひつじ園」の運営主体である社会福祉法人天童会はどのような種別の施設を経営しているか。または施設例がないのか。

○**地域福祉推進課長** 社会福祉法人天童会は秋津療育園という重症心身障害児の施設を運営している。実際のサービス範囲としては障害児入所施設（医療型障害児入所施設）、療養介護短期入所生活介護等を実施している。

◎**会長** 医療系の従業員が多くいることがわかった。地域枠の定員を増やしてもらえるのはあり難いのではないか。幼保連携型だと保護者が仕事をやめたり、新たに仕事を始める時に柔軟に対応できるので幼保連携型の認定こども園はあり難いと理解した。

その他

(1) 地域福祉計画の策定状況について

○**地域福祉推進課主査** **資料3**に基づいて説明

(2) 平成30年度市内子育て施設バス見学会について

○**子ども総務課長** 来年度4月以降は子ども子育て事業計画の改訂作業を行うための市民意向調査の実施を予定しており、市内の子育て施設の状況把握を目的に市内の子育て施設のバス見学会を実施してはどうかと会長から提案をいただいた。詳細は追って連絡させていただく。

(3) 会長職務代理の委員辞任について

○**子ども総務課長** 会長職務代理より仕事の関係上、今年度をもって辞任したい旨の申し出があった。

《会長職務代理からの挨拶・会長から労いの言葉をいただいた》

閉会